

資 料

平成 29 年 11 月 21 日

海上保安フォーラム基調講演「海上保安を取り巻く現状と課題」

海上保安庁 海上保安監 岩並秀一

1. 我が国周辺海域における脅威

- ① 尖閣諸島周辺海域における中国公船等の動向
 - 中国公船の増強・大型化・武装化
 - 平成 28 年 8 月の中国公船・漁船の大量領海侵入事案
- ② 外国海洋調査船の動向
 - 外国海洋調査船等の活動の活発化、広域化
 - 我が国の海洋権益を脅かす可能性のある中韓の海洋調査活動
- ③ 外国漁船による違法操業
 - 小笠原周辺海域、沖ノ鳥島周辺海域等における外国漁船による違法操業
 - 北朝鮮漁船等による大和堆周辺での違法操業
- ④ 緊迫感を増す朝鮮半島情勢
 - 北朝鮮による核実験、弾道ミサイルの発射
- ⑤ その他の脅威
 - オリ・パラ等を狙ったテロの懸念
 - 覚せい剤、金塊密輸等の活発化
 - 各種自然災害の多発 等

我が国周辺海域で求められる対応

- 脅威の早期探知
- 脅威の増大・広域化に対応した体制の強化
- 海洋権益確保のための海洋調査体制の強化及び情報の整備
- 人材育成、新技術の活用等による業務効率化

2. 地域の平和・安定に対する海上の脅威

- ① 国際テロ組織によるテロの拡大
- ② 海賊の広域化
- ③ 多国間を跨る国際犯罪の拡大
- ④ 大量破壊兵器の拡散
- ⑤ 離島・海洋権益を巡る国家間摩擦の拡大
- ⑥ 地域経済活動の活発化等による大規模災害の危険性増大 等

国際社会において求められる対応

- 海上における法の支配の確立
- 各国の海上法執行能力・海上安全維持能力の強化
- 海上の治安・安全の維持に向けた各国の連携の強化
- 国家間摩擦の極小化、拡大防止

3. 海上保安庁の対応

(1) 海上保安体制強化に関する方針に基づく体制の整備

- ① 尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備
- ② 海洋監視体制の強化
- ③ 原発等テロ対処・重要事案対応体制の強化
- ④ 海洋調査体制の強化
- ⑤ 基盤整備

(2) 海洋調査の推進と海洋情報の一元的管理

- 最新の技術（AUV等）を活用した海洋調査
- 海洋状況表示システムの整備

(3) 海上交通安全施策の推進

- 東京湾における一元的な海上交通管制 2018年1月末～
- バーチャルAIS、VDES等の新技術の活用

(3) 海洋安全保障環境の安定に向けた基盤整備

- ① 海上保安機関間の連携強化
 - 北太平洋海上保安フォーラム（NPCGF） 2000年～
 - アジア海上保安機関長官級会合（HACGAM） 2004年～
 - 世界海上保安機関長官級会合（CGGS） 2017年～
 - 各種二国間連携（覚書交換、協議等）
- ② アジア各国の海上保安能力向上支援
 - 巡視船供与、JICA短期専門家派遣、JICA技術協力プロジェクト等
 - 能力向上支援専従部門（モバイルコーポレーションチーム）の創設
 - 海上保安政策課程（1年、修士レベル、2015年～）、課題別研修等
- ③ 海上保安機関の普遍化への貢献

海上保安を取り巻く現状と課題

海上保安庁 海上保安監 岩並 秀一

平成29年11月21日



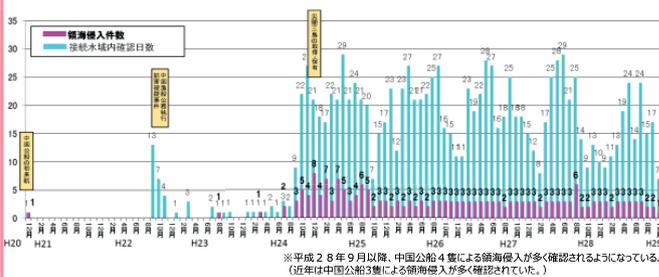
1

尖閣諸島周辺海域における中国公船等の状況(概況)



中国公船の増強・大型化・武装化

尖閣諸島周辺海域における中国公船の動向【平成29年10月31日現在】



◎ 中国公船の勢力増強



◎ 中国公船の大型化・武装化



大量の中国漁船の出現等

【平成29年10月31日現在】



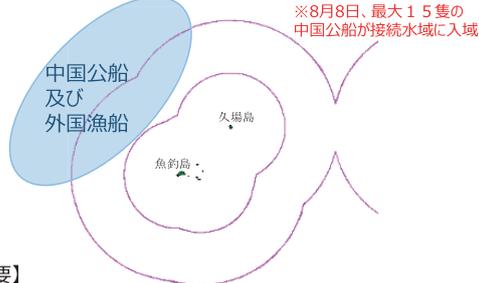
中国海洋調査船による海洋調査

【平成29年10月31日現在】

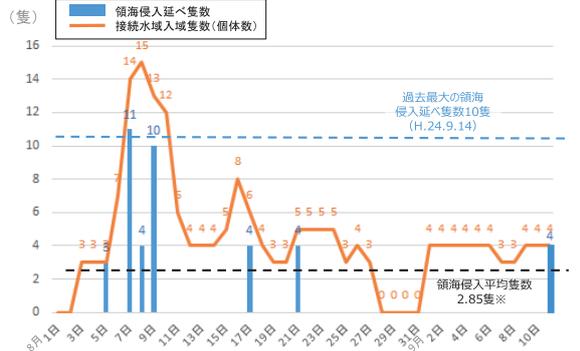


尖閣諸島周辺海域における中国公船等の状況(平成28年8月)

中国公船及び外国漁船のイメージ図



尖閣諸島周辺海域における中国公船の領海侵入等の状況



【概要】

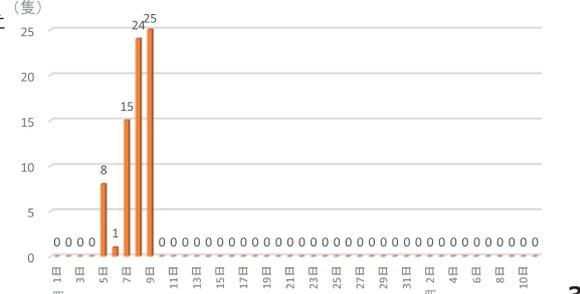
- 平成28年8月5日午後1時30分頃、中国漁船に続いて、中国公船1隻が尖閣諸島周辺領海に侵入
- 多数の外国漁船が尖閣諸島周辺の接続水域で操業するなかで、最大15隻という多数の中国公船も同じ海域に集結
※過去最大の接続水域内同時航行隻数：12隻 (H24.9.18)
- 中国漁船に続いて領海侵入を繰り返すといった事象が確認されたのは今回が初めて

【主な外交ルートでの抗議】

- 8月5日 外務事務次官 → 程永華駐日大使
- 8月9日 岸田外務大臣 → 程永華駐日大使

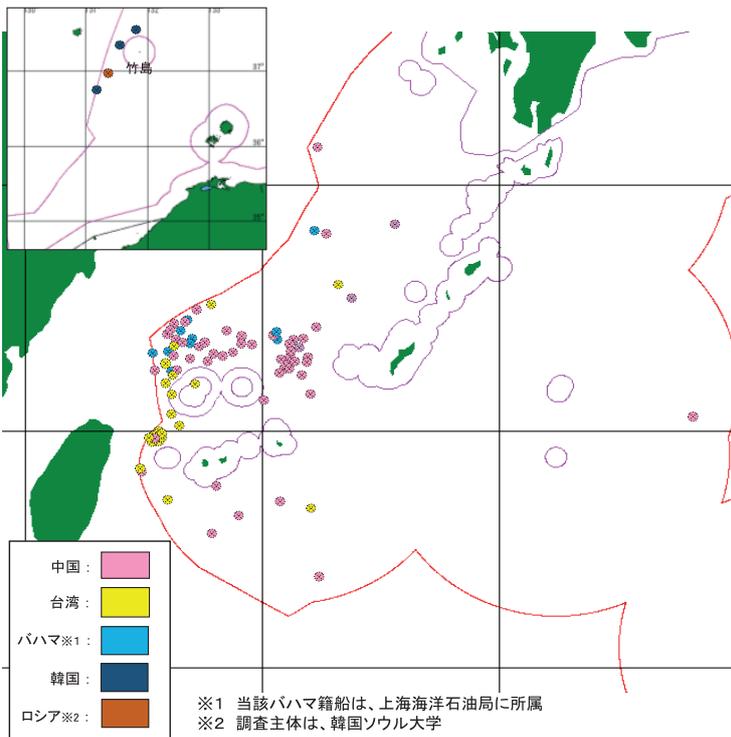


尖閣諸島周辺海域における中国漁船の退去警告延べ隻数



3

外国海洋調査船の特異行動状況(平成25年～29年)



外国海洋調査船特異行動件数(平成29年10月31日現在)

船籍	25年	26年	27年	28年	29年
中国	7	9	22	11	8
台湾	1	4	5	8	6
バハマ※1	7	2	1	0	0
韓国	0	0	0	1	2
ロシア※2	0	0	0	1	0
計	15	15	28	21	16

我が国の同意を得ない調査活動等を行った外国海洋調査船



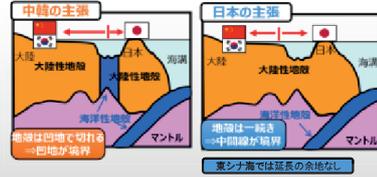
4

中国・韓国による大陸棚延長申請（我が国EEZを含む）と海洋調査体制の強化



大陸棚延長申請に係る中韓の主張

- 2012年 中韓、大陸棚限界委員会(CLCS)に延長申請
中国・韓国は、沖縄トラフで地殻が切れるとして、
沖縄トラフまで大陸棚だと主張
- 我が国は直ちに口上書で異議を表明。CLCSは、
我が国口上書を踏まえ審査を行わないと決定
- 2019年頃 中韓の大陸棚延長申請審査順到来
の見込み（ただし、上記次第によりCLCSが実際
に審査を行うことは想定されない）
⇒ 一方で、中国・韓国は、調査体制を強化しつつ、
新しい調査手法により新たな科学的
的データを現在収集しており、審査順到来に向け主張の強化を試みる可能性



中韓の海洋調査体制の強化・活動の活発化

	中国	韓国
調査活動の活発化	2015年より、尖閣北方で重点的に活動（日本のEEZ）	2016年現在、日韓中間線を越えて日本EEZ内で活動
調査体制の強化	2016年、新たに国家海洋局所属測量船2隻就役	2020年までに、新たに3000トクラスの海洋調査船を整備予定

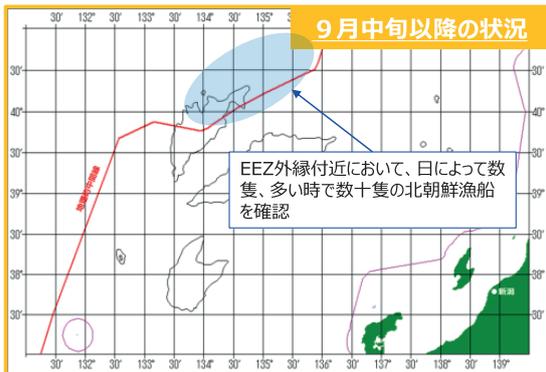
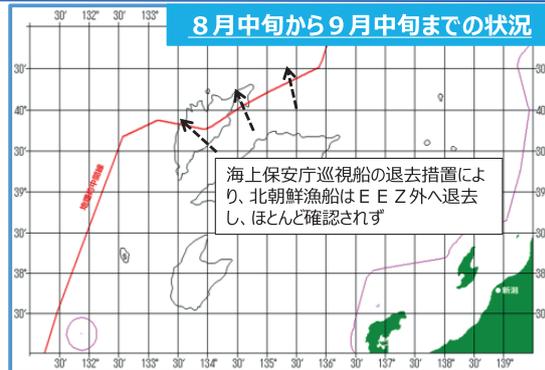
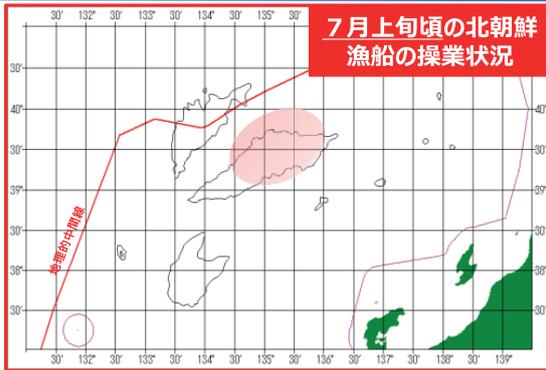


国際シンクタンク（フランダース研究所）の資料等による

我が国の海洋権益確保のため、海洋調査能力の抜本的な強化が必要 5

外国漁船による違法操業の状況

大和堆周辺海域における北朝鮮漁船の状況(イメージ図)



【現場対応状況】
 水産庁と連携しながら、日本漁船が操業している海域を優先に
 ・音声、汽笛、LRAD（長距離音響装置）等による警告を実施
 ・警告に従わない場合には放水を実施

北朝鮮船への放水状況 退去する北朝鮮漁船

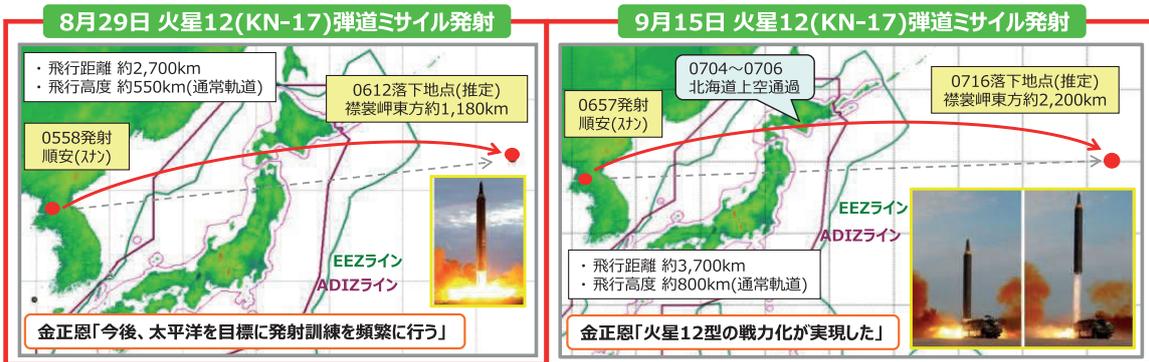
緊迫感を増す朝鮮半島情勢(1)

2017年に行われた北朝鮮による核実験・弾道ミサイル発射事案等

核実験 弾道ミサイル発射

日付	挑発の概要	場所	弾種	飛行距離
17.02.12	弾道ミサイル1発を発射	西岸・亀城(クソン)付近	固体燃料を使用した新型の地上発射型弾道ミサイル(推定)	約500km
17.03.06	「スカッドER」と推定される弾道ミサイル4発を発射	西岸・東倉里(トンチャンリ)付近	スカッドER(推定)	約1,000km
17.03.22	弾道ミサイル1発を発射	元山(ウォンサン)付近	分析中	発射後数秒以内に爆発、失敗と推定
17.04.05	弾道ミサイル1発を発射	新浦(シンポ)付近	分析中	約60km
17.04.16	弾道ミサイル1発を発射	新浦(シンポ)付近	分析中	発射直後に爆発、失敗と推定
17.04.29	弾道ミサイル1発を発射	北倉(ブクチャン)付近	分析中	約50km離れた内陸部に落下、失敗と推定
17.05.14	弾道ミサイル1発を発射	西岸・亀城(クソン)付近	IRBM級の新型弾道ミサイル(推定)	約800km
17.05.21	弾道ミサイル1発を発射	北倉(ブクチャン)付近	新型弾道ミサイル(17.02.12と同型)(推定)	約500km
17.05.29	弾道ミサイル1発を発射	元山(ウォンサン)付近	スカッドを改良した新型弾道ミサイル(推定)	約400km
17.07.04	弾道ミサイル1発を発射	西岸・亀城(クソン)付近	ICBM級の新型弾道ミサイル(推定)	約900km
17.07.28	弾道ミサイル1発を発射	舞坪里(ムピョンニ)付近	ICBM級の新型弾道ミサイル(17.07.04と同型)(推定)	約1,000km
17.08.26	ミサイル又はロケットを複数発射	旗対嶺(キテリョン)付近	分析中	約250km(韓国合参)
17.08.29	弾道ミサイル1発を発射	順安(スナン)付近	IRBM級の新型弾道ミサイル(17.05.14と同型)(推定)	約2,700km
17.09.03	6回目の核実験を実施	豊深里(ブンゲリ)		
17.09.15	弾道ミサイル1発を発射	順安(スナン)付近	IRBM級の新型弾道ミサイル(17.08.29と同型)(推定)	約3,700km

※ 防衛省HPから引用



過去の核実験

回数	実施年月日	爆発規模	地震規模	種類
1回目	平成18年10月9日	0.5~1kt	M4.9	プルトニウム
2回目	平成21年5月25日	2~3kt	M5.3	プルトニウム
3回目	平成25年2月12日	6~7kt	M5.2	ウラン(推定)
4回目	平成28年1月6日	6~7kt	M5.0	不明(※)
5回目	平成28年9月9日	11~12kt	M5.3	不明
6回目	平成29年9月3日	160kt	M6.1	水爆(推定)

◇ 4回目までは、略3年周期で核実験を実施
 ※ 4回目は水素爆弾前段階のブースト型核分裂爆弾の可能性あり

※ 聯合ニュース、朝鮮中央通信、産経新聞ほかから引用

9月3日 6回目の核実験実施

午後零時30分 咸鏡北道吉州郡豊溪里(プンナリ)付近で核実験を実施
 M6.1、震源の深さ0km (気象庁発表)

- ICBMに搭載するための水爆の爆発実験に成功 (1530 重大報道)
- 水爆は超強力EMP攻撃可能な多機能化熱核弾頭 (朝鮮中央通信)

核兵器研究所で水爆を視察する金正恩

世界各地のテロの状況

世界各地のテロの状況

- ブリュッセル連続爆破テロ事件
- バングラデシュ・ダッカにおける襲撃事案(※)

(※)2016年7月1日、ダッカ市内のレストランにおける武装グループによる銃撃・人質事案により、日本人7名を含む約20名が被害者、その他多数が負傷した事案。

○テロ事件は世界各地で発生、国際テロ組織による**テロの脅威は依然高い**。

○グローバル化の進展
 ⇒国際テロ組織の情報共有・連携、地理的アクセスの確保や武器の入手等が**より容易に**。

○政情が不安定で統治能力が脆弱な国家・地域を拠点
 ⇒共鳴したものがテロ実行主体となる例など**拡散・多様化が進む**。

○また、我が国が**国際テロ組織から攻撃対象として名指し**されている上、邦人等が被害を受けるテロが発生

【ISILによる犯行声明等 (オンライン機関誌「ダービク」より)】

発行	内容
2015. 2.12	「日本国民・権益はカリフ(指導者)の兵士や支援者の標的である」旨主張 (シリアにおける邦人殺害テロ事件(15.1.20~2.1)に触れ)
2015. 3.30	「十字軍連合に参加する国々」として日本等を名指し
2015. 9. 9	「十字軍連合」の一員として日本等への攻撃を呼びかけたほか、ボスニア、マレーシア及びインドネシアの日本の外交使節を攻撃対象の一つとして名指し
2015. 11.18	・「十字軍連合」の一員である日本の市民を標的とした旨主張 (バングラデシュにおける邦人殺害事件(15.10.3)に関し) ・「日本国民・権益はカリフの兵士や支援者の標的である」旨主張

〈出典:公安調査庁「国際テロリズム要覧Web版」〉 ※一部加工

国内でのテロ発生の懸念

東京2020オリパラ競技予定会場

特 色

- 人口が密集している**首都圏**での開催
- 競技会場等の多くの施設が**臨海部**に接し、**海上での競技も実施**
- 競技会場周辺海域には、**狭隘な運河や河川が多数存在**
- 東京湾は、**物流・経済活動等の拠点**であり、**日夜を問わず海上交通が輻輳**

平成29年、大量の覚醒剤や金地金を密輸する事犯が相次ぎ、当庁における (平成29年の数値は10月末時のもの)
 ○覚醒剤の押収量は約825kgと、**昨年の押収量約1,314kg(過去最大)に迫る状況。**
 ○**金地金密輸による脱税額は、約8,400万円**(前年は約500万円)。

密輸手口の大口・巧妙化		クルーズ船を利用した密輸	
<p>瀬取り</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>大量金地金密輸入事件(佐賀県) 平成29年5月、金地金約206kg(過去最大)を輸入した中国人等10名を摘発。</p>  <p>押収した金地金</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p>大量覚醒剤密輸入事件(茨城県) 平成29年8月、覚醒剤約474kgを輸入した中国人等5名を摘発。</p>  <p>押収した覚醒剤</p> </div> </div>		<p>クルーズ船乗客による覚醒剤密輸入事件(那覇港) 平成28年12月、覚醒剤約17kgを身体に隠匿して輸入した台湾人6名を摘発。</p>  <p>訪日クルーズ船</p>  <p>押収した覚醒剤</p>	
<p>コンテナ貨物への隠匿</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>中国来大量覚醒剤密輸入事件(東京港) 平成28年7月、海上コンテナ内照明器具に覚醒剤約150kgを隠匿して輸入した台湾人3名を摘発。</p>  <p>覚醒剤が隠匿されていた照明器具</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p>メキシコ来大量覚醒剤密輸入事件(横浜港) 平成28年12月、海上コンテナ内スクラップに覚醒剤約230kgを隠匿して輸入したメキシコ人等3名を摘発。</p>  <p>押収した覚醒剤</p>  <p>隠匿状況</p> </div> </div>		<p>クルーズ船乗組員等による金地金密輸事件(那覇港) 平成29年10月、金地金約27kgを輸入した中国人乗組員2名と香港人乗客等2名を摘発。</p>  <p>押収した金地金</p>  <p>金地金の隠匿に用いられた眼鏡ケース及びコルセット</p>	
<p>対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き国内外関係機関との連携強化 ○船艇航空機による監視・警戒の重点的な実施 ○犯地域から来航する船舶に対する立入検査 			

◎ **自然災害への対応**

- ・ **地震災害や、地震に伴う津波災害への対応**
- ・ **火山の噴火による災害への対応**
- ・ **豪雨による災害への対応**

被害が海上に及ばない場合でも、

- ・ **住民避難の支援や、給水支援・入浴提供**
- ・ **負傷者及び医療関係者・支援物資等の輸送**

※**ブッシュ型の支援を実施**

熊本地震への対応

平成28年4月、熊本県を中心とする地域において、二度にわたり最大震度7を観測する地震が発生。多くの家屋が倒壊するなど甚大な被害をもたらした。

- 巡視船による給水支援・入浴提供
- 負傷者等の搬送
- 被災地への支援物資の搬送
- 熊本県、大分県、鹿児島県等へのリエゾン派遣 等



巡視船による給水支援・入浴提供



負傷者等の搬送



支援物資の搬送

東日本大震災への対応

平成23年3月に東日本大震災が発生。東日本の広範囲が強い揺れに見舞われるとともに、この地震による津波が沿岸部に押し寄せた。

- 捜索救助
- 負傷者等の搬送
- 被災地への支援物資の搬送
- 火災の消火活動
- 海上輸送路の安全確保 等



孤立した幼稚園児等62名の救助



負傷者等の搬送



支援物資の搬送



消防船によるコンビネート火災の消火活動

口永良部島噴火への対応

平成27年5月に口永良部島新岳で爆発的噴火が発生。気象庁が口永良部島の噴火警戒レベルを3(入山規制)から5(避難)に引き上げ、屋久島町長から全島に避難指示が発令され、全員が離島避難した。

- 巡視船による住民の避難
- 支援物資の搬送・提供 等

噴火状況(測量船「拓洋」撮影)



巡視船による住民の避難



支援物資の搬送



支援物資の提供
(本村恵におにぎり等を配布する海上保安官)

関東・東北豪雨/九州北部豪雨への対応

平成27年9月に台風18号の接近・上陸に伴う豪雨により鬼怒川の氾濫が発生。平成29年7月には梅雨前線や台風3号の影響により、九州北部地方を中心に記録的な大雨となった。いずれも大規模な被害をもたらした。

- 航空機(特殊救難隊、機動救難士同乗)による住民の救助・避難支援
- 県へのリエゾン派遣 等



特殊救難隊による孤立した住民の救助



ヘリコプターによる住民の避難



住民の避難誘導

○テロの拡大

東南アジア等におけるテロ情勢は各国毎に事情が異なる面があるものの、全体としてISILの影響力が拡散・浸透していることが強くわかれる状況。

アジアにおけるISIL関連テロ

- 最悪のテロ相次いでISILに影響を及ぼす
- 2016年以降、東南アジアでもISIL名のテロ事件が発生

出典：公安調査庁「国際テロリズム要覧(Web版)」

○海賊・海上武装強盗の広域化

2016年3月以降、ソマリア沖・アデン湾だけでなく、スール海・セレベス海において誘拐を目的とした海賊等事案が多発（同海域は日本関係船舶等が年間約2,000隻航行）

出典：ReCAAP ISC Annual Report

○国際犯罪の拡大

・世界全体に薬物が流通されている状況。
・近年、国際犯罪組織の関与がわかれる密輸事件が相次いで摘発されている。

出典：UNODC-World Drug Report

○大量破壊兵器の拡散

・2003年9月、原子力関係品目物資をリビア向け輸送していたBBCチャイナ号の情報をドイツ外務省が入手し、イタリヤ及び米海軍の協力により臨検を行い同物資を押収。

・2002年12月、北朝鮮製スカッド・ミサイル15発をイエメン向け輸送していた北朝鮮籍貨物船ソナン号に対し、米国主導の反テロ作戦に参加していたスペイン海軍が臨検を実施し、セメント袋下に隠されたミサイルを発見。

出典：Military.com

○海洋権益を巡る国家間摩擦の拡大

・中国による一方的な現状変更の試み
・東南アジア諸国の経済活動の活発化に伴う海洋進出と海上犯罪の増加

出典：IDE-JETRO(http://www.ide.co.jp)

○大規模災害の危険性増大

・気候変動や域内経済活動の活発化に伴い、大規模災害への対策の重要性が増している。
・懸念される過去の同種事故例

出典：Various sources

13

海上保安体制強化に関する方針

(平成28年12月21日海上保安体制強化に関する関係閣僚会議決定)

海上保安庁の任務の重要性

海上保安庁では、海上の安全及び治安の確保を図るという任務を果たすため、領海警備、治安の確保、海難救助、海洋環境の保全、自然災害への対応、海洋調査、海洋情報の収集・管理・提供、船舶交通の安全確保等の業務を行っており、近年、その重要性は増している。

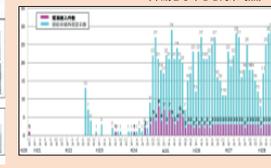


海上保安庁が直面している情勢

- ＜我が国周辺海域を取り巻く情勢＞
- 外国公船及び外国漁船による尖閣諸島領海侵入等
- 外国海洋調査船の活動の活発化
- その他の我が国周辺海域における重大な事案
 - ・小笠原諸島周辺、沖ノ島周辺等における外国漁船による違法操業
 - ・北朝鮮による核実験や弾道ミサイルの発射



尖閣諸島における中国公船による領海侵入等の状況



中国公船の勢力増強

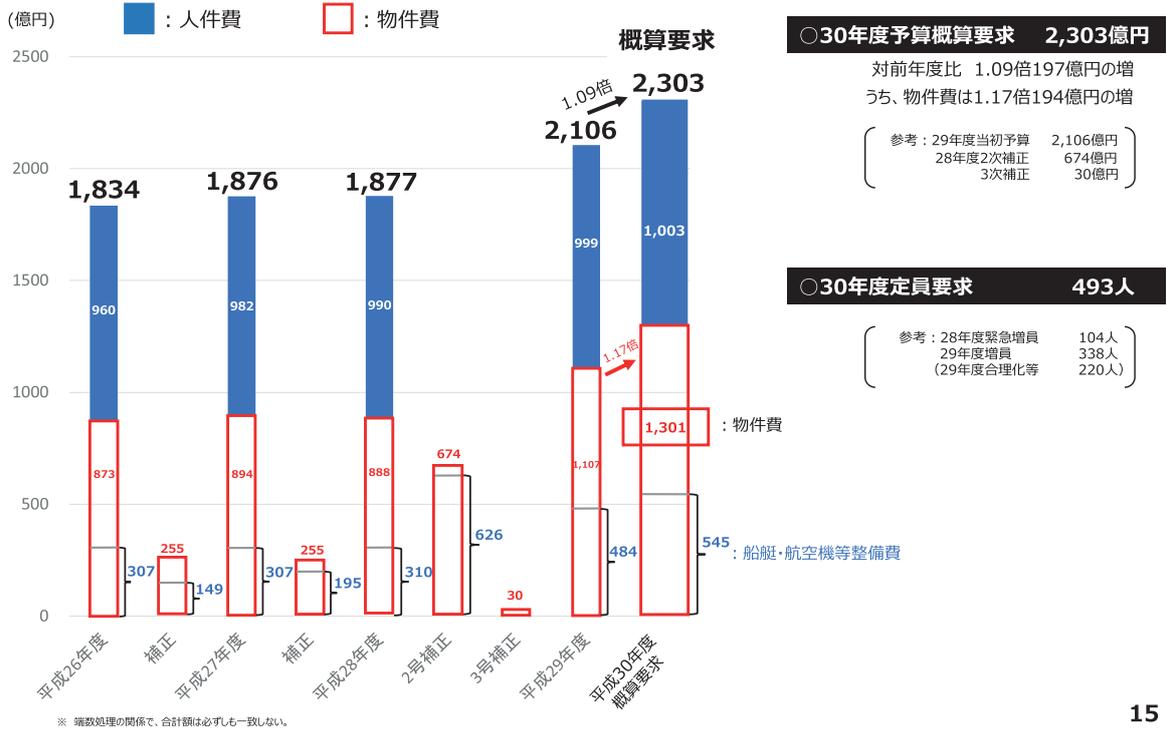


海上保安体制強化に関する方針

- 尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備
 - ・中国公船の大型化・武装化等に対応できる巡視船等の整備
 - ・大規模事案が同時発生した場合であっても対応できる体制
- 海洋監視体制の強化
 - ・航空機による監視体制に加え、監視拠点の整備等による監視能力の強化
 - ・監視情報の集約・分析等に必要の情報通信体制の強化
- 原発等テロ対処・重要事案対応体制の強化
 - ・テロ対処等に万全を期すために必要な巡視船による対応体制の強化
- 海洋調査体制の強化
 - ・他国による大陸棚延長申請等に対し、我が国としても必要な海洋調査体制を強化
- 基盤整備
 - ・海上保安業務対応能力の向上を図るための人材の育成、必要となる定員の増員、教育訓練施設の拡充等

14

「海上保安体制強化に関する方針」に基づく体制の強化等



「海上保安体制強化に関する方針」に基づく体制の強化について

尖閣領海警備体制等の強化

ヘリコプター搭載型巡視船 (PLH型・増強)
30要求：1隻 (2隻着手済み)

ヘリコプター搭載型巡視船 (PLH型・増強)
(1隻着手済み)

大型巡視船 (PL型・増強)
(1隻着手済み)

原発等テロ対処等の強化

大型巡視船 (PL型・増強)
30要求：1隻 (1隻着手済み)

海洋監視体制の強化

新型ジェット機 (増強)
30要求：1機 (1機着手済み)

海洋調査体制の強化

大型測量船 (HL型・増強)
30要求：1隻 (1隻着手済み)

基盤整備

教育訓練施設の拡充

小型ヘリコプター (練習機・増強)

映像伝送機能等の強化

海上保安庁 官邸
外務公船 船子レ 船子レ
外務公船 船子レ 船子レ

(総トン数 約6,500トン・全長 約150メートル)
(総トン数 約6,000トン・全長 約140メートル)
(総トン数 約3,500トン・全長 約120メートル)
(総トン数 約1,500トン・全長 約100メートル)
(総トン数 約4,000トン・全長 約100メートル)

国際社会において、排他的経済水域等における海洋権益を保全するためには、根拠となる海洋情報が必要である。海上保安庁では、海洋基本法・海洋基本計画に基づき、東シナ海、日本海における海洋権益保全等のための海洋調査を推進するとともに、我が国の海洋状況把握の能力強化に向けた取組と海洋情報の一元化を推進する。

海洋調査の推進

■最新の技術を用いて海洋調査を推進

調査の種類 AUV等による海底地形調査、領海基線調査、地殻構造調査、精密最低水面調査

航空レーザーによる領海基線調査 | AUVによる海底地形調査

調査海域  認められた延長大陸棚

大陸棚の延長
国連大陸棚限界委員会の勧告(H24.4)で認められた範囲 国土面積の約8割

海上保安庁が昭和58年以来25年にかけて実施してきた海洋調査の成果

調査成果 AUV(自律型潜水調査機器)により取得した海底地形(海底上50mより取得)

特徴的な地形の発見が資源探査の第一歩

資源探査にも貢献
コバルトリッチクラスト | 海底熱水鉱床

海洋権益確保のための詳細なEIZ調査データを取得

引き続き、我が国の権益確保のための取組みを推進

海洋状況把握の能力強化に向けた取組及び海洋情報一元化の推進

■様々な海洋調査機関から得られた海洋情報を一元的に管理・提供する従前の取組に加え、今後は、衛星等から得られるリアルタイム性等を有する海洋情報(水温等)も重ね合わせできる海洋状況表示システムの整備に着手し、我が国の海洋状況把握(MDA)の能力強化に向けた取組を行う。

様々な海洋情報

水温 | 漁業種別区域 | 海流 | 海底地形

リアルタイム性の向上
データの広域性
衛星画像、波浪等

表示イメージ

リアルタイムの潮汐 | 海水浴場 | リアルタイムの波高

東京湾における一元的な海上交通管制

平成30年1月31日運用開始予定

東京湾においては、海上交通センターと複数ある港内交通管制室を統合のうえ、これら業務を一元的に実施する体制を構築

現在の準備状況

- 10月5日から、各港内交通管制室に対する機器操作研修を開始
- 10月25日、整備政省令を公布(1月31日施行)し、一連の法令整備が完了
- 12月1日を目前に各港内交通管制室等を横浜の新海上交通センターに集約

東京湾の管制体制

川崎海上保安部 港内交通管制室 | 東京海上保安部 港内交通管制室 | 横浜海上保安部 港内交通管制室 | 船橋海上保安部 港内交通管制室 | 新海上交通センター(横浜第二合同庁舎)

準ふるそう海域における安全対策

(AIS仮想航路標識等を活用した安全対策の推進)

伊豆大島西岸沖に推薦航路を設定(平成30年1月1日より)

- 交通流を分離するため推薦航路設定に係る文書をIMOに提出し、審議・採択(H29.6)された
- 整流海域の明示方法については、海図への記載及びバーチャルAIS航路標識を採用

→この準ふるそう海域についても、引き続き検討

相馬港の特定港化

相馬港の危険物取扱量の推移

相馬港はLNG基地の建設等が進み、平成29年度末から危険物取扱量が増大する見込み

→平成29年10月1日に相馬港(福島県)を港則法上の特定港に指定

年度	取扱量 (万トン)
H28	20
H29D	50
H30D	80
H34D	100

新技術への取組 ～VDESの国際標準化～

VDESとは

- ◆VHFデータ通信システム (VHF Data Exchange System)の略
- ◆VDES = AIS + ASM + 地上系VDE + 衛星系VDE ※網掛け部分が現AISの機能
- AIS: 船舶自動識別装置 (Automatic Identification System)
- ASM: 用途特定メッセージ (Application Specific Message)
- VDE: 地上系・衛星系VHFデータ通信 (VHF Data Exchange)

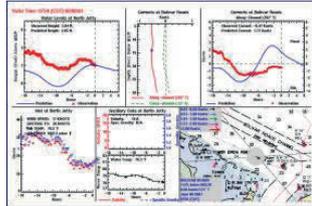
VDESの特徴

- ◆画像やアプリケーションによるグラフィックな情報交換が可能
- ◆通信範囲が全球まで拡大

- 現AIS
- ・通信周波数: 4チャンネル
 - ・通信速度: 9,600bps
 - ・通信範囲: 20～30海里

通信容量拡大
通信高速化
通信範囲拡大

- VDES
- ・通信周波数: 18チャンネル
 - ・通信速度: 307.2kbps(最大)
 - ・通信範囲: 全球(衛星利用)



VDESの国際基準

- ◆IMO、IALA等で技術的な検討が進む一方、運用要件の国際基準は未検討
- 日本が中心となり、運用要件の検討 ※IALA: 国際航路標識協会

～国際標準化スケジュール～

- ・平成29年 産官学による国内検討委員会設置(済)
- ・平成30年～ 海上試験
- ・平成31年 国内検討委員会において運用要件案策定
- ・平成32年～ IMO・IALA等へ運用要件案提出、国際基準の検討

海の安全を創る (新規施策の検討)

30年度概算要求白パン(抄)

- ◇海上活動情報の統合と提供
 - ・ICTを活用により、小型船の位置情報等の海上活動情報を統合し、「海洋状況表示システム」等に提供するためのコンテンツの作成に向けた調査設計
- ◇新たな海上活動の活発化への支援
 - (1) 地方港湾におけるクルーズ船就航のための簡易シミュレーションシステムの開発
 - (2) ぶくそう海域における巨大船通航間隔の見直しの検討
- ◇小型船舶等の安全対策の推進
 - (1) 水上オートバイ安全指導協力者制度の創設
 - (2) 免許・検査不要なピークルへの安全対策
 - (3) 国際的な動向を踏まえた官民連携による安全対策
- ◇一元的な海上交通管制の構築
 - ・伊勢湾、大阪湾において、海上交通センターと港内交通管制室の統合等による船舶の一元的な海上交通管制の構築に向けた調査を行う。



～灯台150周年に向けて～

2018(平成30)年に我が国初の洋式灯台(観音崎灯台)の起工から150周年を迎える節目の年であることから、これを記念して、各種行事を計画中



国際業務の取り組み(海洋安全保障環境の安定に向けて)

○シャングリラ・ダイアログにおける内閣総理大臣基調講演(2014年5月30日)

海における法の支配とは、(中略)国際法に照らして正しい主張をし、力や威圧に頼らず、紛争は、すべからず平和的解決を図れということ。

- (1) 「海における法の支配」「国家間摩擦の平和的解決」} まずはアジアで共有、やがては世界へ広めるため関係国海上保安機関との連携強化
- (2) 海難救助、海上防災、密航・密輸、海上交通安全対策等海上保安能力向上支援

アジアにおける海上法執行機関の設立



- フィリピン沿岸警備隊 (1998年3月)
- 台湾海岸巡防署 (2000年)
- マレーシア海上法令執行庁 (2005年2月)
- 中国海警局 (2013年7月)
- ベトナム海上警察 (2013年8月)
- インドネシア海上保安機構 (2014年12月)

関係国海上保安機関との連携

<多国間>

- CGGS(世界海上保安機関長官級会合) (2017年～) 38の国・地域・機関
- HACGAM (アジア海上保安機関長官級会合) (2004年～) アジア地域等19カ国1地域
- NPGCF(北太平洋海上保安フォーラム) (2000年～) 北太平洋主要6カ国



<二国間>

- 当局間の覚書交換・連携強化 7カ国(米、露、中、韓、印、越、比)
- 政府間枠組みによる信頼醸成 日中高級事務レベル海洋協議 (2012年5月～)
- 日台海洋協力対話 (2016年10月～)



能力向上支援

<現地型>

- 平成29年10月、他国海上保安機関の能力向上支援に関する専従部門「モバイルコーポレーションチーム」が発足
- JICA短期専門家
- JICA技術協力プロジェクト
- 巡視船・航空機派遣
- 巡視船供与 馬に解役巡視船2隻供与
- ASEAN諸国のVTS管制官人材育成支援



<受入型>

- 海上保安政策課程(1年、修士レベル):平成27年10月開講。当庁及びアジア各国(比、馬、尼、越、スリランカ)が参加。現在3期目
- 課題別研修等(数週間～1年)



➤ **アジア海上保安機関への能力向上支援**

海上保安庁は過去40年以上にわたり、アジア沿岸国に対する海難救助や油防除、海上法執行や海上交通の安全確保等に関する能力向上支援を継続して実施してきたところ、近年、アジア諸国では海上保安機関が相次いで設立され、技術指導等の支援要請が質的・量的に増加。

➤ **海上保安庁モバイルコーポレーションチームの発足**

平成29年10月、海上保安国際協力推進官を責任者とする7名体制の能力向上支援の専従部門(海上保安庁モバイルコーポレーションチーム)が発足。支援対象機関職員と共に、必要な支援内容を協議する等、信頼関係を構築しながら支援対象機関の要望にきめ細かく対応し、より一貫性・継続性のある能力向上支援を実施することで、支援効果の向上を図る。

※米国沿岸警備隊にも、能力向上支援の専従組織「モバイルトレーニングチーム」があり、各国からの要請に応じ支援を実施している。

➤ **活動内容**

2チームそれぞれ毎月1週間程度、年間24週の派遣を目標とする。また、発足後初の派遣活動として、11月5日から17日にかけて、海上保安庁モバイルコーポレーションチームの職員2名の他、全国から14名の有能な職員を派遣し、フィリピン沿岸警備隊の隊員約40名及びJICA招聘で同訓練に参加している越、馬、尼の海上保安機関職員に対し、小型高速艇を用いた法執行訓練指導を実施した。また、本訓練は米国沿岸警備隊が同時期に行った小型高速艇のエンジン取扱い訓練とも連携しており、小型高速艇の運航と保守の両面を日米が協力して行ったものである。



フィリピン沿岸警備隊員とのGB訓練状況(後方は日本からの供与船)



比における展示訓練開会式の状況
(日、米、比、越、馬、尼海上保安機関職員参加)

世界海上保安機関長官級会合の開催

概要

- 地球規模の環境変化とそれに起因する課題に対し、海上保安機関が、地域の枠組みを越え、基本的な価値観を共有し、力を結集して取り組むため、世界で初めてとなる世界海上保安機関長官級会合を開催。
- 開催日時：平成29年9月12日～14日
- 参加国等：34カ国、1地域、3国際機関が参加
- テーマ：「海上の安全及び環境保全」、「海上のセキュリティ」、「人材育成」の3つ。
- 日本財団との共催により開催。

参加国等：38 (34カ国・1地域・3国際機関)



会合結果について

上記のテーマ毎に、先駆的な取組みの発表や今後の対応についての議論がなされ、会合の結果として、世界が直面している課題を克服するため、連携の強化や対話の拡大を図ることの重要性を確認すること等を盛り込んだ議長総括を发出。



各国海上保安機関長官との写真撮影
(於：赤坂迎賓館)



歓迎セレブションにおける総理挨拶
(於：赤坂迎賓館)



会合の様子
(於：ウェスティンホテル東京)

会合の今後について

海上保安機関等のさらなる対話と連携の場として、本会合の必要性が認められ、今後、本会合の目的、管理規則及び会議運営等について議論するための実務者レベルでの会合を開催していく予定。

主要な海上保安機関の組織概要

国名	日本	韓国	中国	台湾	フィリピン	ベトナム
名称	海上保安庁 Japan Coast Guard	海洋警察庁 Korea Coast Guard	海警局 China Coast Guard	海岸巡防署 Coast Guard Administration	沿岸警備隊 Philippine Coast Guard	海上警察 Vietnam Coast Guard
設立年	1948	1953 ※1	2013 ※2	2000	1998	2013
写真						
国名	マレーシア	シンガポール	インドネシア	オーストラリア	米国	ロシア
名称	海上法令執行庁 Malaysia Maritime Enforcement Agency※4	警察沿岸警備隊 Police Coast Guard	海上保安機構 Maritime Security Board	国境警備局 Australian Border Force	沿岸警備隊 U.S. Coast Guard	国境警備局 Russian Federation Border Service
設立年	2005	1993	2014	2015 ※3	1790	1993
写真						

※1: 1953年、海洋警察隊設立、2014年海洋警察安全本部に組織変更したが、2017年に海洋警察庁に戻る。

※2: 2013年、既存の海上法執行機関を統合。

※3: 2006年、国境警備司令部設立、2015年組織名称変更。

※4: 組織名を「Malaysia Coast Guard (MCG)」とすべく法改正予定。現在は部内通達によりMalaysia Coast Guardを使用できる措置をとっており、2017年に我が国が供与した巡視船にもMalaysia Coast Guardの文字が表記された。

ご清聴有難うございました

「海上保安庁創設に至る背景と海上保安庁法第 25 条の意義」レジメ

海上保安大学校名誉教授（広島文化学園大学教授）廣瀬 肇

1. はじめに（報告内容は海上保安庁法第 25 条の現代的意義を確認すること）
2. 終戦直後の日本を取り巻く海の状況と海上保安庁の創設
3. 海上保安機関設立に対するGHQ民生局の反対と、対日理事会、極東委員会での反対
4. 海上公安局法の制定と廃止による軍警分離の更なる明確化
5. 海上保安庁が業務を執行してきた歴史の中で次第に重要性を増していった非軍事性
6. コーストガードの機能・役割・設置の理由と *Posse Comitatus* について
7. コーストガード間の協力
8. 海上警察機関と軍事機関の相違

COAST GUARD（沿岸警備隊）	NAVY（海軍）
海上保安庁	海上自衛隊
行政的平和的海上権力機関	軍事的海上権力機関
分散配置（散兵警察理論）	先制と集中（艦隊行動が原則）
法執行作用	軍事行動
法令の適用・法執行技術	最先端軍事技術
軍艦、公船を除く船舶・人が対象	軍事目標
比例原則の適用	戦力投入（害敵手段）に制限なし（ROE）
司法的統制に服する（法治主義）	シビリアンコントロール
低コスト	高コスト
国際紛争になりにくい	国際紛争の可能性大
近隣諸国の疑惑を招かない	軍事的意図を疑われることあり
法執行業務という行政事務	戦闘事務・軍事的プレゼンス
船舶の構造は海上警察（巡視船）仕様	戦闘艦としての構造（軍艦）
軽度な武器の装備	致命的且つ破壊的な武器体系
警察機関は政治的中立（川路利良）	戦争は政治の延長（クラウゼビッツ）

9. 戦争にならない装置たるコーストガードについての議論
10. まとめに代えて

鶴田順（明治学院大学法学部）「国際法における海上での法執行活動の意味とその射程」@11月21日海上保安フォーラム「海洋の安全を担う海上保安庁への期待」

全体として、（海上保安庁の現在の個々の業務・活動そのものではなく）海上保安庁の業務をとりまくさまざまな動き（「海洋権益の保全」のための海洋関係国内法の整備など）について考えていることを、「国際法における海上での法執行活動の意味とその射程」に焦点をあてて、「海洋の安全を担う海上保安庁への期待」を込めて、30分ぐらいでお話します。

近年、日本の周辺海域では、東シナ海の排他的経済水域（EEZ）および大陸棚の境界未画定の海域における中国政府による海底資源の探査・開発、日本のEEZにおける中国政府公用船舶による事前申請のない海洋の科学的調査（MSR）あるいは事前申請と異なる海域や方法でのMSR、尖閣諸島周辺の日本の領海への中国政府公用船舶の進入と「無害でない通航」などが頻発している。これらの現場海域において、海上保安庁が法執行活動として事案・事態の対処にあたっている。

しかしながら、そもそも海上での法執行活動はどのような内容や目的を有するもので、またいかなる射程を有するものであるかについては注意を払う必要がある。

海上での法執行活動とは、基本的には、管轄下の私人などに対する各国の国内法令の適用・執行である。各国国内法令における「犯罪」に関連した海上での法執行権限の行使は、具体的には、国内法令の履行の確認や犯罪の予防を行い、犯罪行為が発生した場合には、犯罪を鎮圧・捜査し、犯人が明らかとなれば、犯人を逮捕して刑事司法手続きに乗せるといった権限行使である。海上での法執行活動には、領域主権を確保し、領土保全の侵害を排除するなど、国家安全保障（national security）に資する側面もあるが、これらはあくまでも海上での法執行活動の副次的な効果であり、海上法執行活動が直接に目的とするものではない。

それゆえ、ある事案・事態に対処するにあたって、ここまでは法執行活動で対処し、ここからは国家安全保障を目的とする活動、すなわち軍事活動で対処するというように、これら二つの活動を「同一線」上に位置付けることはできない。これら二つの活動は内容や目的が異なる。「異なる価値のあるものを比べてはいけない」。なお、このような指摘は、ある事案・事態について、法執行機関と軍事機関のいずれの「主体」が対処すべきかという政策論とは関係がない。

また、海上での法執行活動は上記のような内容・目的を有するものであるため、活動の方法や活動のために用いる手段（装備など）もそれに対応したものとなる。たとえば、犯人を捜査し逮捕するなどの刑事司法手続きに乗せることを不可能ならしめるような過度の「実力の行使」（停船命令を無視して逃走する外国船舶等に対する「武器の使用」（use of weapon）など）は海上法執行機関による権限行使の目的と整合するものではなく、国際法上許容されるものでもない。

海上での法執行活動における「実力の行使」は、国連海洋法条約301条や国際連合憲章2条4項など

が禁止する「武力の行使」(use of force)や「武力による威嚇」(threat of force)とは異なる。国連海洋法条約は「武力による威嚇または武力の行使」を禁止しつつ、締約国が領海、接続水域、EEZ、大陸棚と公海の各海域に対応した事項に関する執行管轄権を行使することを許容していることから、海上での法執行活動と軍事活動を区別しているが、両者の境界は明確とはいえない。それゆえ注意する必要がある。

2007年のガイアナ対スリナム事件(CGX事件)に関する仲裁裁判所の判決*を参考にすると、海上での権限行使の国際法における性格決定は、(1)いかなる状況で(領有権や境界画定をめぐる国家間で紛争・対立のある海域での権限行使であるかなど)、(2)いかなる法的評価のもとに(権限行使の対象者の行為が主権侵害であるのか、国際法上の権利侵害・義務違反であるのか、自国の領海における外国船舶による「無害ではない通航」であるのか、国内法令違反であるのかなど)、また(3)いかなる目的の権限行使がなされているか(行政的には是正措置を講じるという目的か、被疑者を逮捕し自国の刑事司法手続きに乗せるという目的かなど)などの基準によって決せられる。

「海洋の安全」が関わる事案・事態に対処する主体の国内法上の位置付けが海軍ではなく海上法執行機関であるからといって、また「海洋の安全」が関わる事案・事態に適用のある国内法令が整備され、海上法執行機関が当該国内法令の適用・執行権限の行使として事案・事態に対処しているからといって、当該機関の当該権限行使が、国際法上、当然に法執行活動にあたることになるわけではない(国際法上の効果を生むわけではない)。

「海洋の安全」が関わる事案・事態に適用のある国内法令の整備を進めていくにあたっては、国内法令の規範内容の精査に加えて、具体的な局面における当該国内法令の適用・執行という当該国内法令を用いての海上での権限行使が国際法の観点からどのように評価されるか、また、そもそも、対処・克服すべき事案・事態が国内法令の適用・執行によって対処・克服しうるような・対処・克服すべき事案・事態であるのか、精査する必要がある。

* 【参考】2007年のガイアナ・スリナム事件(CGX事件)に関する仲裁裁判所の判決

2000年6月、ガイアナとスリナムの大陸棚の境界画定をめぐる紛争海域において、ガイアナとの石油利権契約に基づき地盤掘削活動を行っていたカナダのCGX社のソートン号に対し、スリナム海軍所属の巡視船が、無線を通じて、「12時間以内に退去せよ……さもなくば、結果はあなた方次第である」との警告を行った。ガイアナは、スリナム海軍の巡視船によるこうした対応が、ガイアナに対する「武力の行使」にあたり、国連海洋法条約や国連憲章が規定する国際法上の義務に違反すると主張し、スリナムは国家責任を負い、発生した損害についての賠償を求めた。他方で、スリナムは、巡視船による対応は、紛争海域での無許可の掘削をやめさせるための合理的かつ均衡性のある法執行活動であると主張した。

仲裁裁判所は、国際法のもとで、法執行活動における「実力の行使」は、それが不可避であり、合理的かつ必要である限りで許容されるとのスリナムの主張を認めつつも、ソートン号による掘削は両国の大統領レベルの交渉の対象にもなっていたことなどをふまえ、本件におけるスリナムの活動は、「単なる法執行活動というよりは、軍事活動による威嚇に近いと考える」として、「国連海洋法条約、国連憲章および一般国際法に違反する武力行使の威嚇を構成する」と判示した。

領海で何らかの「活動」を行う外国船舶の法的評価と対応のあり方

明治学院大学 法学部 法律学科(来年度よりグローバル法学科) 鶴田 順 jtsuruta@law.meijigakuin.ac.jp



1. 国際法の観点からの事実認識・法的評価の枠組み

- a. 国が有する主権(領海主権)の侵害=国連海洋法条約2条1項や国際慣習法に基づき、**国際法違反**の認定
⇒国家の責任に関する国際法(その規範内容を明文化した国家責任条文)に基づき対応
- b. 国際法上の義務の違反=国連海洋法条約18条2項*に基づき、**国際法違反**の認定
⇒国家の責任に関する国際法(その規範内容を明文化した国家責任条文)に基づき対応
- c. 国際法上の「無害でない通航」の認定=国連海洋法条約19条*に基づき「**無害でない**」の認定(≠有害)≠国際法違反
⇒国連海洋法条約25条1項*に基づき保護権の行使、ただし軍艦・公船については沿岸国の執行管轄権の行使からの免除あり

2. 領海主権と無害通航権の関係

日本の領域主権が及ぶ範囲:日本の領土(内水)・領海・領空

国連海洋法条約2条1項「沿岸国の主権はその領土若しくは内水を超えて……領海といわれるものに及ぶ。」

領域主権の属性:包括性・完全性・排他性(自国の領域においては、あらゆる対象に、自国のみが、十分な作用をもって対応することができる)

「領土・領空に対する主権」と「領海に対する主権」の違い:領海主権は、歴史的には、無害通航制度と不可分一体のものとして認められた。領土主権と同一の属性を有する領海主権なるものがまずあって、その例外・制限として無害通航制度が位置づけられたわけではない。船舶の航行の自由が先に存在し、あくまでもその航行の自由を害さない範囲で、沿岸国の個別的な権限が認められ、その個別的な沿岸国の権限の集合が「領海主権」として構成された。

「法執行活動と軍事活動の境界」についての参照枠組み
(藤原帰一, 2005, 「軍と警察 冷戦後世界秩序における国内治安と対外安全保障の収斂」山口厚・中谷和弘編『安全保障と国際犯罪』(東京大学出版会), pp. 27-44 等を参照しつつ著者作成)

法執行活動

目的:(基本的には)国内法令の適用・執行を通じた「秩序」の維持・創設
 例えば、国内法令の履行の確認、犯罪の予防、犯罪の鎮圧、犯罪の捜査や犯人の逮捕など
 手段:法執行活動:警察権限の行使
 国内法令の適用・執行の主体:政府
 国内法令の適用・執行の客体:政府の管轄下にいる私人など

境界・・ゆらぎ・相対化・グレーゾーンの拡大?

- 1. 客体の武装規模や破壊力の変化
- 2. 主体・客体間の「力」の離隔
 国内的には「主体・客体間の非対称性 ⇔ 主体による「力」の独占 ⇒ 冷戦後の破綻国家等における「力」の拡散 ⇒ 警察の軍化
 国際的には「客体との対称性 ⇔ 力の非独占 ⇒ 冷戦後の米国による「力」の独占 ⇒ 軍の警察化(とりわけ米軍の)
- 3. 主体の「法」による拘束
 警察:警察比例の原則
 軍:武力紛争法

軍事活動

目的:対外安全保障
 例えば、国家の存亡に関わるような「領域主権の侵害」や「領土保全の侵害」等への対応など
 手段:軍事活動:国家責任の追及、対抗措置、自衛権の行使等々

国際社会における「力」による「平和」

↓
 国際社会における「法」の支配 ⇒ 「法」の定立や執行における国際協力
 「法」執行の主体:「力」の独占主体 (=ただし、「法」執行の客体となることは否 ⇒ 国際公共性?)
 「法」執行の客体:選択的

「資料 4-1」

中国海上法執行機関について — 中国海警局及び国家海洋調査船隊の性格 —

1 中国海警局

1.1 国家海洋局の再編

第 12 期全人代第 1 回会議において「国務院機構改革及び職能転換方案」（「三定方案」）を承認、公布し、国家海洋局が再編されることになった。「海監」「辺防海警」「漁政」「海関」を整合して国家海洋局を再編し、国家海洋局は「中国海警局」名義で海上維権法執行任務を推進する。

1.2 国務院機構改革及び職能転換方案

「三定方案」とは、国務院機構改革を目的とし、組織の定員や職責を改編する方案。

1.3 再編を急いだ二つの理由

「海島保護法」の制定に伴う国防、軍事利用

尖閣諸島の国有化を契機として、主権宣言を強化するとの懸念を持つ。

1.4 中国海警局の性格（看板・軍事）

「一機構二枚看板」の状態、実態とは異なるが、職権を共有か。

海監機構、辺防海警、行政地方機構、密輸取締り局はそのまま存在している。

「辺防海警」は武装警察部隊であり、3 類型のうち公安現役部隊に属し、身分は軍人である。

中国の武装勢力は、中国人民解放軍、人民武装警察部隊及び民兵により構成され、武警部隊は国務院と武警総部の指導を受ける。

中国海警船が武警指揮系列で行動する状況を想定すれば、「海警船は軍艦ではない」と決め付けるべきではない。法整備は進んでおらず、命令に基づく法執行の状況であり、不測の事態に対する準備が必要である。

2 国家海洋調査船隊

2.1 国家海洋調査船隊の成立

国家海洋局等の国務院機構、関連企業により 19 隻から出発。

目的は、海洋調査船の開放と共有、調査レベル向上等で、任務は、各種海洋調査、国家重要研究、国際海洋科学協力等である。

2.2 海洋調査船隊の指導と管理

海洋関係 7 部門により委員会を設立し、管理指導に当り、事務局は国家海洋局が担当する。

「海洋強国」戦略と「一帯一路」構想の路線に乗る。

2.3 海洋調査関係規則

「排他的経済水域及び大陸棚法」：外国組織の海洋科学研究の事前許可制、法律遵守確保のための臨検等の措置

「涉外海洋科学研究管理規定」：データの随時提供、定時通報、立入検査の実施

2.4 国家海洋調査船隊の性格

食糧資源、エネルギー資源を確保するため、計画的に法整備と調査能力の充実を図っている。

国家戦略に沿って国务院関係部門が一体となって推進しており、今後も活発な状態が継続する。

3 海上民兵

3.1 海上民兵の組織

漁業者、離島住民、海運業者、港湾関係者により組織され、日常の仕事に応じた任務が付与される。

必要に応じて海防任務のとして海洋権益維持活動に参加する。

3.2 海上民兵の性格

海上民兵は一般の漁業者で利益を追求し、これを制御することは困難である。

海上民兵が直接、島嶼、海域を占拠した前例はなく、直接的な軍事行動に出る可能性は低い。

3.3 海上民兵の利用

軍事的なエスカレートを狙って、間接的に利用する可能性があるが、海上保安庁の警察権行使で対応すべき。

中国海上法執行機関について

— 中国海警局及び国家海洋調査船隊の性格 —

平成29年11月21日(1400~1730)
TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター
海上保安大学校基礎教育講座教授 越智 均

1

目次

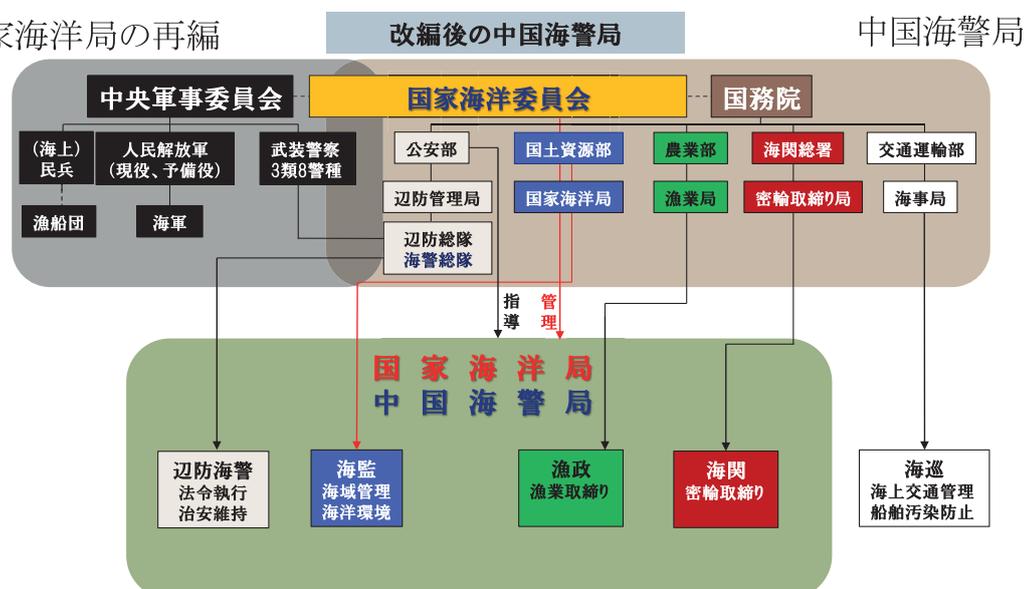
1. 中国海警局
 - 1.1 国家海洋局の再編
 - 1.2 国务院機構改革及び職能転変方案
 - 1.3 再編を急いだ二つの理由
 - 1.4 中国海警局の性格(看板・軍事)
2. 国家海洋調査船隊
 - 2.1 国家海洋調査船隊の成立
 - 2.2 国家海洋調査船隊の指導と管理
 - 2.3 海洋調査関係規定
 - 2.4 国家海洋調査船隊の性格
3. 海上民兵
 - 3.1 海上民兵の組織
 - 3.2 海上民兵の性格
 - 3.3 海上民兵の利用

2

1.1 国家海洋局の再編

- 2013年3月4日、第12期全人代第1回会議で「国务院機構改革及び職能轉換方案」(「三定方案」)が承認、公布される。
- 2013年7月22日、これまでの五龍(海監、边防海警、漁政、海関、海巡)による縦割型海上法執行の是正を図るため、「海巡」を除く4機関を整合し、国家海洋局を再編する。
- 再編後の国家海洋局は、国家海洋局「三定方案」に従って、「中国海警局」名義で海上権益維持法執行を実施する。

1.1 国家海洋局の再編



- 国家海洋局、外交部、公安部、農業部及び軍海洋関係部門を調整して、海洋権益統括管理等の実施を図る機関として、「中央海洋権益工作領導小組弁公室」が存在した。
- 中国海洋発展戦略の研究、制定のためハイレベル調整機構である「国家海洋委員会」を設立した。
- 海洋権益確保のため、「五龍」と言われていた海上法執行機関のうち四機関を国土資源部国家海洋局の下に整合した。
- 定期権益維持巡航法執行任務の実施に当たって、公安部指導の下、「中国海警局」名義で法執行活動を行う。

1.2 国務院機構改革及び職能轉換方案(三定方案)

- 三定方案とは国務院機構等の改革を目的とするもので、機関の職責、内設機構及び人員編成を定める方案である。
- 5年に1回、全人代の改選時期に併せて提出される。
- 国家海洋局再編を含む「三定方案」は、改革開放後、7回目となる。
- 過去の方案に基づく再編で、国務院の部・委員会の数は52から27へ、直属機構は42から16へ集約された。

1.3 再編を急いだ二つの理由

- 以前から海上事案を一元的に管理する機関が必要であるという声あった。
- 2010年3月1日、中国政府が制定した「海島保護法」には、国防目的の島嶼利用等に関する規定が数多く設けられた。
- 2012年9月11日、国営化(賃借)から国有化へ。尖閣諸島(魚釣島、北小島、南小島)の国有化を契機に、主権宣言の強化に繋がるとの懸念を抱く。

1.4 中国海警局の性格(看板)

- 「三定方案」：国家海洋局の分局は、管轄海域における海洋の監督管理及び權益維持法執行の職責を履行し、対外的に「中国海警局」分局名義で海上權益維持法執行を実施する。
- 「中国海警局」とは、国家海洋局が海上權益維持法執行を実施する場合の同局の仮名義であり、看板のような存在である。
- 海監は、2006年から「中国海監定期權益維持巡航法執行工作規定」（試行）に基づいて、「定期權益維持巡航法執行制度」を実施している。
- 巡航制度と無関係の行動をとる場合、特別な指示が必要か？

1.4 中国海警局の性格(看板)

国家海洋局の主要職責

负责起草内海、领海、毗连区、专属经济区、大陆架及其他海域涉及海域使用、海洋生态环境保护、海洋科学调查、海岛保护等法律法规、规章草案，会同有关部门组织拟订并监督实施海洋发展战略以及海洋事业发展、海洋主体功能区、海洋生态环境保护、海洋经济发展、海岛保护及无居民海岛开发利用等规划，推动完善海洋事务统筹规划和综合协调机制。

负责组织拟订海洋维权执法的制度和措施，制定执法规范和流程。在我国管辖海域实施维权执法活动。管护海上边界，防范打击海上走私、偷渡、贩毒等违法犯罪活动，维护国家海上安全和治安秩序，负责海上重要目标的安全警卫，处置海上突发事件。负责机动渔船底拖网禁渔区线外侧和特定渔业资源渔场的渔业执法检查并组织调查处理渔业生产纠纷。负责海域使用、海岛保护及无居民海岛开发利用、海洋生态环境保护、海洋矿产资源勘探开发、海底电缆管道铺设、海洋调查测量以及涉外海洋科学研究活动等的执法检查。指导协调地方海上执法工作。参与海上应急救援，依法组织或参与调查处理海上渔业生产安全事故，按规定权限调查处理海洋环境污染事故等。

负责组织编制并监督实施海洋功能区划，组织拟订并监督实施海域使用管理制度，组织开展海岸线和沿海省际间海域界线勘定工作，组织起草专属经济区和大陆架人工岛屿、设施和结构的建造、使用管理办法并监督实施。

负责组织拟订海岛保护及无居民海岛开发利用管理制度并监督实施，按规定负责我国陆地海岸带以外海域、无居民海岛、海底地形地名管理工作，制定领海基点等特殊用途海岛保护管理办法并监督实施。

负责组织开展海洋生态环境保护工作。按国家统一要求，组织拟订海洋生态环境保护标准、规范和污染物排海总量控制制度并监督实施，制定海洋环境监测和评价规范并组织实施，发布海洋环境信息，承担海洋生态损害国家索赔工作，组织开展海洋领域应对气候变化相关工作。

负责拟订海洋观测预报和海洋灾害警报制度并监督实施，组织编制并实施海洋观测网规划，发布海洋预报、海洋灾害警报和公报，建设海洋环境安全保障体系，参与重大海洋灾害应急处置。

负责组织拟订并实施海洋科技发展规划，拟订海洋技术标准、计量和规范，组织实施海洋调查，建立推动海洋科技创新的机制。

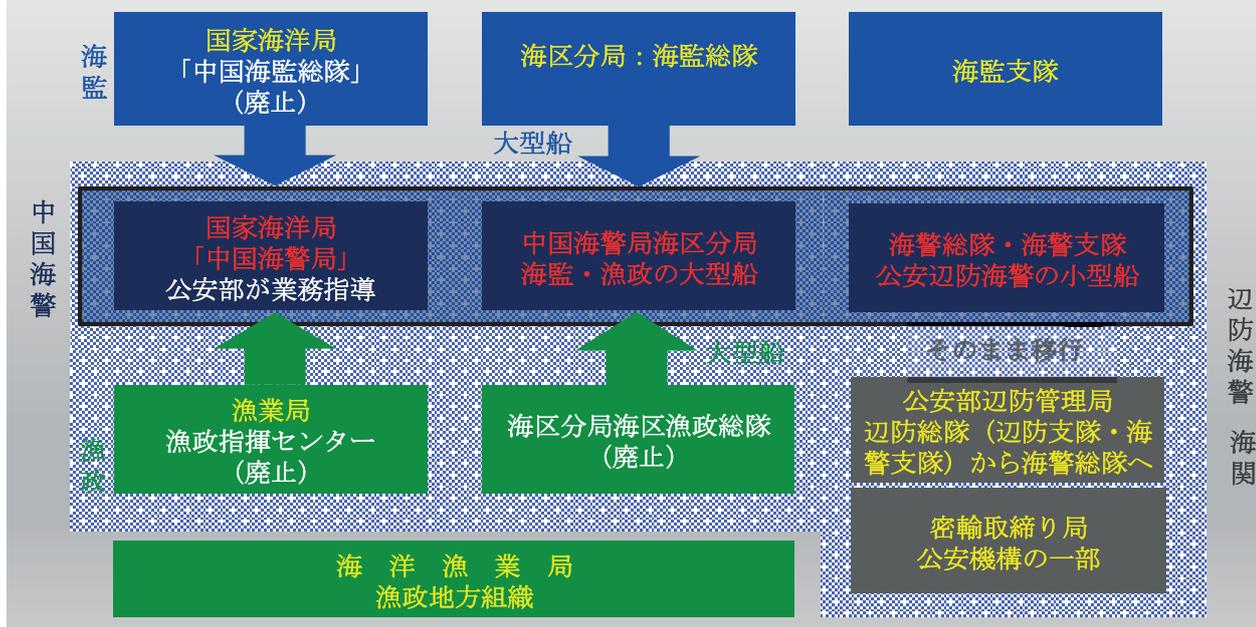
负责组织开展海洋经济运行综合监测、统计核算、评估及信息发布工作，研究提出优化海洋产业结构的政策建议。

负责开展海洋领域国际交流与合作，参与涉外海洋事务谈判与磋商，组织履行《联合国海洋法公约》、《南极条约》等国际海洋公约、条约和协定，承担极地、公海和国际海底相关事务。

承担国家海洋委员会的具体工作。承办国务院、国家海洋委员会和国土资源部交办的其他事项。

海上權益維持法の実施以外の任務は？

1.4 中国海警局の性格(看板)



1.4 中国海警局の性格(軍事)



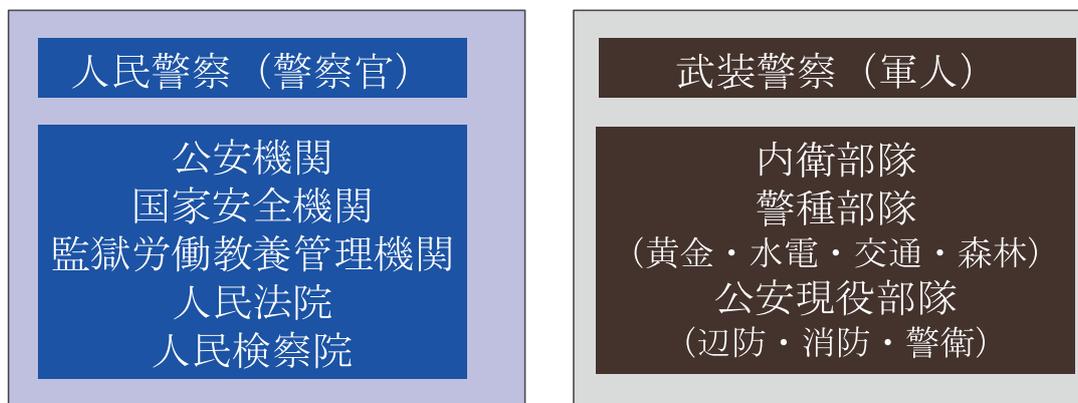
第22条第1項

中華人民共和国の武装勢力は、中国人民解放軍の現役部隊及び予備役部隊、中国人民武装警察部隊、民兵により構成される。

第22条第3項

中国人民武装警察部隊は国务院、中央軍事委員会の指導、指揮を受け、国が付与する安全保衛任務を遂行し、社会秩序の維持に当たる。

1.4 中国海警局の性格(軍事)



中国海警局を構成する公安辺防海警は、軍系列の指揮を離れて国务院公安部の指揮下に入っている。通常は、「公安機関海上執法工作規定」を根拠として、密航・密輸取締りなどの法執行活動を行なっている。

1.4 国家海洋局の性格(看板・軍事)

一機構二枚看板

- 国家海洋局は「中国海警局」という二枚目の看板を掲げて、海上権益維持法執行を実施する。
- 「公安辺防」「海関(税関)」も「中国海警局」という二枚目の看板を掲げ、国家海洋局の名目上の一元管理に対し、職責上の根拠を提供している。
- 「中国海警局」という看板の下、各海上法執行機関の職責の共有が進んだ？

軍事的側面

- 中国海警の構成機関の一つである公安辺防海警は武装警察部隊であり、その身分は軍人である。
- 過去に、海監幹部が人民解放軍予備役部隊に加わるべきと発言。
- 武警が運航し、武警系列の指揮下に置かれていれば？

➤ 海警船を政府公船であると決め付けるべきではない。

➤ 不測の事態に対する準備を怠ってはならない。

2.1 国家海洋調査船隊の成立

- 2012年4月18日、国家海洋局、中国科学院、教育部、福建海洋研究所及び関連企業の所属船舶19隻により国家海洋調査船隊が成立。
- 目的
 - 海洋調査船の開放と共有
 - 海洋調査レベルの向上
 - 海洋調査任務の円滑な実施
- 主要な調査任務
 - 各種海洋調査
 - 国家的重要研究
 - 国際海洋科学協力
 - 政府間海洋協力

2.2 国家海洋調査船隊の指導と管理

- 国家海洋局、国家発展及び改革委員会、教育部、科学技術部、財政部、中国科学院及び国家自然科学基金委員会（海洋関係7部門）により、「国家海洋調査船隊調整委員会」を設立。
- 部門横断的な調整管理を行う委員会であり、委員会の事務局を国家海洋局の海洋科学技術司が担当する。
- 2015年2月27日、調整委員会は「海洋調査業務強化に関する指導意見」を提出のうえ、「海洋強国戦略」及び「一帯一路」構想を推進するための重要な支持基盤と位置付けた。
- 「国家海洋調査船隊管理規則」（試行）及び「国家海洋調査船隊管理実施細則」を制定し、業務、編制、加入及び脱退、権利及び義務、情報管理、審査及び評価、援助及び報奨等の規定を設ける。

2.3 海洋調査関係規定

- 「海及び接続水域法」第11条：国際組織、外国の組織又は個人が中国領海内で科学研究、海洋作業等の活動を行う場合、中国政府又は関係主管部門の許可を必要とし、中国の法令を遵守しなければならない。不法に中国領海内で科学研究、海洋作業等の活動を行ったものについては、中国関係機関が法に基づき処分を行う。
 - 「排他的経済水域及び大陸棚法」第9条：国際組織、外国の組織又は個人は、排他的経済水域及び大陸棚において海洋科学研究を行うに当たっては、主管機関の許可を得たうえ、中国の法令を遵守しなければならない。
 - 「排他的経済水域及び大陸棚法」第12条第1項：排他的経済水域生物資源の探査、開発、保存及び管理を行う主権的権利の行使に当たって、法令を遵守させるため、乗船、臨検、逮捕、勾留等の措置を講ずる。
 - 1996年に制定された「涉外海洋科学研究管理規定」：外国による海洋調査活動のデータ管理、定時通報、立検実施等の規定を設ける。
- 中国管轄海域で調査活動を行なう場合は事前許可が必要。
 - 中国の法律を遵守させるため、立検等を実施する。

2.4 国家海洋調査船隊の性格

- 1964年7月22日、海軍の海洋研究所、海洋調査大隊等を吸収して国家海洋局が成立した。1965年には、海軍の配置に重なるような形で海区分局を設立した。主要任務は「国防建設」及び「国民経済建設」であり、海軍と密接な関係が窺われる。
 - 食料とエネルギー資源確保という永遠のテーマ
 - 計画的な法整備
 - 外国の海洋調査活動の管理強化
 - 海洋調査レベルの向上
 - 「海洋強国」戦略と「一带一路」構想路線に沿った政府部門横断型のプロジェクト
- 今後、活発な海洋調査活動が継続される。

3.1 海上民兵の組織

- 海上民兵組織は、漁業者や離島住民のほか、海運業者、港湾関係者等により組織される。
- 日常の仕事に応じた任務が付与され、漁業者を雇用している地域関連企業が管理主体となる。
- 民兵は「国防法」が定める中国軍事力の構成部分である。
- 普段は漁業に従事し、必要に応じて、海防任務の一環として海洋権益維持等の活動に参加する。

3.2 海上民兵の性格

- 操業しているのは中国の一般的漁業者で、利益追求意欲は強い。
- 2012年、韓国海洋警察の海洋警察官を刺殺。
- 報道から見て、中国政府も制御困難な状態。
- これまで海上民兵が島嶼や海域を占拠した前例はない。
- 中国政府が漁業者を組織して直接的軍事行動をとる場合、相当のリスクを伴い、海上民兵が尖閣諸島や付近海域で直接的軍事行動に出る可能性は低い。

3.3 海上民兵の利用

- 海軍現役部隊の艦船を利用して実行支配を果たす。
 - 主権主張のため当該海域で操業させる。
 - 主権主張のため離島に居住させる。
-
- 中国側が軍事的エスカレートを狙って、間接的に海上民兵を利用する可能性は否定できない。
 - グレー状態では、できる限り海上保安庁の警察権行使で対処。

「資料5」

「海洋安全保障と海上保安庁の役割：世界海上保安機関長官級会合の開催」レジメ

海上保安大学校/政策研究大学院大学 連携准教授 古谷 健太郎

はじめに

世界海上保安機関長官級会合の開催

議論の概要～3つのテーマと議長総括

「海上安全と海洋環境保護」

「海上セキュリティ」

「人材育成」

議長総括

世界海上保安機関長官級会合開催の意義

地域における連携から地域間の連携へ

グローバル時代のグローバル人材

終わりに